

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0810)

第1回特定最低賃金専門部会（電気）

令和4年10月5日 非公開

開催日時	令和4年10月5日	9時12分～10時10分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻より若干早いですが、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから、第1回電気製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p>

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

私は賃金室長の木村でございます。よろしくお願いいたします。こちらの庁舎の空調なのですが、9月末で冷房がストップしているものですから、若干室内はこれから暑くなるかもしれませんが、適宜上着を脱いで審議の方行っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

基準部長

労働基準部長の福永でございます。

令和4年度第1回目の電気機械器具製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとした労働行政全般の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労いただきました結果、865円から30円引き上げて、895円とする改正決定を行い、10月8日に発効することとなります。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきまして、8月12日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすることとなりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただきまして、ご審議を賜りますよ

事務局

うお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

特定最低賃金専門部会委員全員の皆様の名簿でございます。50音順で記載させていただいております。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦がありました。選考の結果、こちらの名簿記載の皆様に、労働局長から委嘱発令をさせていただきます。

公益代表委員におかれましても、労働局長から委嘱発令をさせていただきます。

ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長から直接お渡しすべきところでございますが、会議時間の関係もございまして、先に郵送させていただきます。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料2のインデックス電気をご覧ください。

委員名簿の順に従いまして、本日も出席いただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、**■■■■**委員です。**■■■■**委員です。**■■■■**委員です。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、**■■■■**委員、**■■■■**委員、**■■■■**委員です。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、**■■■■**委員、**■■■■**委員、**■■■■**委員です。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3になりますが、こちらが事務局名簿でございます。

よろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理選出に進ませていただきます。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項におきまして準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後

事務局	<p>労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長には■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出することとございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>では、プレートの方を置かせていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■■委員と、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、■■■■委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。</p> <p>部会長を務めさせていただきます■■■■でございます。</p> <p>皆様とともに、慎重に審議を進めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、円滑な議事進行を心がけますので、どうぞ皆様ご協力を、お願いいたします。</p> <p>本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、■■■■委員をお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理に選出していただきました■■■■でございます。</p> <p>委員の先生方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

部会長	<p>はい。それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程について、説明させていただきます。</p> <p>資料4の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>令和3年度に一部改正が行われております。主な改正としましては、第5条第1項で、部会長が必要と認めるときはテレビ会議システムを利用した会議への出席も可能とするしたことや、第8条第1項で、議事録への署名を廃止したことなどでございます。そのため、議事録に署名をいただくかわりに、事務局で作成した議事録を委員の皆様にもメールでお示ししてご確認をいただくこととしております。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。事務局から特定最低賃金専門部会運営規程について、説明がありました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>では、特にご意見はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>次に、令和4年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目でございます。資料4の特定最低賃金専門部会運営規程を再びご覧ください。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、説明させていただきます。</p>

	<p>専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第7条第1項の但し書き以降にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとしまして、例年第1回目から非公開となっております。</p> <p>本年度は、6月30日の審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」という意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にさせていただきまして、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局のご説明にありましたように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところであります。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されました。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適切と考えております。</p> <p>これについて、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>特にご意見はございませんでしたが、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>それでは、本年度も第1回目の会議から非公開といたします。</p> <p>では続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるとされております。</p> <p>令和2年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人の責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性</p>

を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。

加えて、当時の専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。

本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。

なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しましては、これらの法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。

2点目は以上でございます。

部会長

事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開しております。加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。

本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局のホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

では、ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。

では、大変重要な事項ですので、もう一度公開の方法を確認したいと思います。

議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。

事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。

また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することとします。

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、ご説明いたします。</p> <p>資料5になりますが、特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであることに対しまして、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。</p> <p>決定方式につきましては、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対し、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることになっております。</p> <p>全国の状況としましては、昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は227件、適用使用者数は約9万4千人、適用労働者数は約297万人となっております。</p> <p>それでは、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告いたします。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>こちらは改正の申出一覧表といたしまして、4業種をまとめたものでございます。上から製鋼業、2番目が一般機械、3番目が電気、4番目が輸送というような表にさせていただいております。</p> <p>次に資料7をご覧ください。</p> <p>4業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。</p> <p>この申出書の提出によりまして、8月1日の審議会において、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行いまして、</p>

<p>部会長</p>	<p>これを受けてご審議をいただいた結果、8月12日に改正の必要性有りとの答申がなされました。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料8に、その諮問文の写しがございます。</p> <p>更に、同日の審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置するというのを、決議いただいております。</p> <p>また4業種につきましては、最低賃金法第25条第5項の規定によりまして、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を8月12日に行っております。しかし、すべての業種におきまして意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がありました。これらについて、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>特にご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料10をご覧ください。</p> <p>こちらは最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。</p> <p>8月12日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定により、専門部会は廃止されることとなります。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書は省略させていただきたく存じます。ご了解いただきま</p>

<p>部会長</p>	<p>すようお願いいたします。 以上でございます。</p> <p>はい。事務局のご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくようお願いいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>このほか運営規程について、何かご意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、ご意見ないようですので、専門部会の運営規程につきましては、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。お手元の資料の11をご覧ください。</p> <p>こちらは、近年の審議状況でございます。上半分が地域別最低賃金の開催日程です。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に、資料12をご覧ください。ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。こちらの日程表のとおり、会議を開催させていただきたく存じます。</p> <p>なお、会議の開催回数は、こちらの日程表のとおり、本日を含めまして2回を予定しております。電気の専門部会は、こちらの表の3番目になりますけれども、第2回が10月28日（金）14時45分から開催とご提案させていただいております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数は、委員の3分の2以上、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上となっておりますので、6名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席いただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>補足説明といたしまして、この表の下に、本審450回と本審（異</p>

議審)の日程が記載してありますけれども、こちらは審議会の委員に就任されている委員の方は、当専門部会の他に、こちらの本審の開催予定がございますので、ご承知をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

一つ訂正をお願いします。今、ご指摘いただいたのですが、こちらの日程表の3番目の10月28日の曜日が月曜日となっております。こちら、金曜日になりますので、申し訳ございません。

次の資料13は、令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。

参考までにちょっとご説明いたしますと、今申し上げましたように、10月28日で審議会が終了した場合ですけれども、こちらの2枚目をご覧くださいますと、真ん中らへんに10月28日(金)に答申となるケースなのですが、異議申出締切が11月14日で設定されまして、官報公示が11月29日(火)、それで、その30日後の12月29日(木)に改正となった場合は発効されるという、そういった流れになっております。

一応参考までに、ご説明させていただきました。

以上でございます。

部会長

はい。ただいま事務局からご説明ありました次回会議の日程について、委員の皆様、いかがでしょうか。

このとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

それでは、次回の会議は、資料12の電気の欄に記載のとおり、10月28日(金)午後2時45分からといたします。ご出席をどうぞよろしくお願いいたします。

では次に、特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

はい。審議に資する資料でございますけれども、4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただいております。

まず、用意いたしました資料について、ご説明いたします。

資料14、こちらは、過去12年間の特定最低賃金の決定状況でございます。地域別最低賃金と、特定最低賃金の決定状況でございます。

資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。

資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。

次に、資料 17 でございます。令和 3 年度の特定期間最低賃金改正状況でございます。こちらは 4 枚、業種ごとにまとめてございます。電気関係は 3 枚目でございます。

資料 18 です。こちらは、令和 4 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。

資料 19 は、令和 4 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。こちらは、後ほど説明させていただきます。

資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。群馬県総務部統計課の方で作成したものであります。

資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。日本銀行前橋支店が公表したものでございます。

資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。財務省関東財務局前橋財務事務所が公表したものであります。

資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。こちら財務省関東財務局前橋財務事務所が公表したものであります。

資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。群馬県の統計課が公表したものであります。

資料 25 は、消費動向調査結果でございます。内閣府の方で公表したものであります。

資料 26 は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。群馬県経済研究所で公表したものであります。

資料 27 は、企業経営動向調査結果でございます。TOWA 経済レポートの方で公表したものであります。

最後の資料 28 は、労働市場速報でございます。

資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当の方から内容をご説明させていただきます。

事務局

はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。資料 19 をご覧ください。

はじめに 1 ページ目の、令和 4 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について説明をさせていただきます。

調査依頼事業所数は、1,903 件で、有効回答件数は、938 件でした。

調査は令和 4 年 6 月分の賃金額について行いました。

また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書き出した業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100人未満の事業所を調査対象としています。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計をしたものになっております。したがって、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲の中に限るものとなっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

続きまして、6ページにいきまして、電気機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

まず、未満率についてです。電気機械器具製造業の現行の最低賃金が935円でありますので、934円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的な計算例を申し上げますと、934円以下の累積労働者数は1,342人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は7,078人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は19.0%となりました。

従いまして、電気機械器具製造業の労働者の19.0%が最低賃金額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の4業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、電気機械器具製造業のみの結果について、これからご説明をさせていただきます。

10ページにまいります。この表は、電気機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになっております。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフになっております。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、950円

から 1,500 円以上の分布が多く見受けられ、特に 1,500 円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

一方、グラフの左側ですが、パート労働者を中心に、現行の最低賃金 935 円を下回る労働者が見受けられます。

次に 12 ページにいきます。この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、平成 30 年度から今年度の推移を表したものになっております。電気機械器具製造業は表の下から 2 番目の欄となっております。

未満率の推移をグラフにした表が右側にございますが、電気機械器具製造業は他の 3 業種に比べて未満率が高い状態が続いております。

次に 14 ページです。5 の産業別未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成 25 年度から令和 4 年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。電気機械器具製造業は表の下から 2 番目、下の線グラフではオレンジ色で表されております。

最後に 17 ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額 0 円から 34 円までの影響率を表しております。例えば、表の 1 番上の引上げ額 0 円の影響率は 18.96% となり、表の 1 番下の欄の引上げ額 34 円の影響率は、26.08% となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要について、説明をさせていただきました。

この調査結果が審議をする上で、委員の皆様のお役に立てれば幸いですと存じますので、よろしく願いいたします。

部会長

はい。ご説明ありがとうございます。

ただ今の事務局のご説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【特になし】

部会長

では、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があれば、お願いいたします。

事務局

ご審議いただく前に、2 点ご説明いたします。

特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

<p>部会長</p>	<p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議におきまして、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。それでは、この後は、事務局のご説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。</p> <p>まず、労働者側、使用者側それぞれの立場から、基本的なお考えをお伺いいたします。</p> <p>その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>でははじめに、労働者委員から、お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。それでは、 の方から発言させていただきます。</p> <p>まずは、特定最低賃金についてですけれども、全体的な世の中の動向といたしましては、コロナ禍ということもあり、あとはウクライナ情勢と、物価の上昇、あとはエネルギー価格の高騰であったりだとか、部材の高騰ですね、そういったところが出ているというのは、皆さんも承知していることだと思っております。</p> <p>そんな中においてですね、県内の景気動向というのは、そういった中においても回復傾向にみられるといったところが、先ほどの資料の中でも説明があったと思っております。</p> <p>産業で働く全体の底上げという意味、また近隣の各県との格差を広げないためにも、最低賃金の引上げというのは非常に重要な審議となっていると認識しております。</p> <p>国でやるべきこともあると思いますけれども、民間、我々労使でやれることというのも当然あると考えております。この専門部会の中で、労使で真摯な論議が出来れば思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい。お願いします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。では、労側委員の の方から発言をさせていただきたいと思っております。</p> <p>私からは、中小企業で働く労働者、生活者といった立場から、現</p>

状について話をさせていただければと思います。

今、■■■さんからもあったとおり、物価や光熱費などの高騰によって、生活が非常に厳しいといった労働者が多くいるというのが現状でございます。

昨年の春闘におきましては、こういった物価上昇が後押しをしまして、2014年以降最高額の賃上げができたという結果となっております。ただ、最高額といいましても、中小企業の平均で約2,000円の賃金改善額ということで、時給に直せば約13円ということなので、この物価高に対応できる金額といったところにはなっていないのかなと思うところでございます。

また、この春闘が、労働組合がない組織にどこまで波及がしたのかというところで考えますと、新型コロナウイルス等の関係で中小企業については、利益の回復といったところも非常に厳しく、賃上げも厳しかったのかなというものが、推察をしているところで

す。また、今年地賃の改定額が30円ということで、これまでにない額となりましたけれども、この特定最賃におきましては、ここしばらく地賃の改定額を上回る改定というのは出来ていないと思っておりますので、差が縮まってきている現状がでございます。

この特定最賃につきましては、組合のない組織についても波及できる取組だと思っておりますので、こういった労働者、生活者の厳しい状況を踏まえて、今年度についても特定最賃の引上げをしていきたいと考えております。具体的な金額につきましては、それぞれ労使の立場や状況を鑑みて、審議をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございます。

はい。よろしくお願いいたします。

労働者委員

労側委員の■■■でございます。

今年も電気機械器具製造業の特定最賃の専門部会を、このように開催できることを、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

特定最低賃金は、同じ産業で働く労働者の最低賃金としての機能を持つことから、未組織労働者をはじめ、正規・非正規労働者の賃金格差の是正を図るためにも、重要な取組となっております。

先ほど、■■■委員から春闘の話もございました。私が所属する電機連合の今年の春闘においては、多くの加盟組合において、企業内の最低賃金を月2,000円引き上げることができました。

月額、トータル 166,500 円ということになっております。

これを時給に換算すると、1,071 円となります。この電機連合の統一闘争の結果を、電気産業で働くすべての労働者に波及させていくことも必要だと考えております。

また、この電気機械器具製造業は、県内においては主要産業であり、生産数、出荷額等においても他産業と比較してウェイトが高く、地方経済における重要な役割を担っており、魅力ある産業であるということは間違いございません。

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会のデジタル化に対する期待がより一層高まる中で、電気産業が持つ高度なものづくり技術や、情報産業技術などを活かし、継続的に発展するためには、優秀な人材の確保は必要不可欠であります。

人材確保の面と併せて、現在働いている人たちのモチベーション維持・向上を図れる視点での水準、論議をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側委員から、ありましたらお願いいたします。

使用者委員

では、私■■■■から。

ここにきまして、コロナ感染症については、落ち着きつつあるということから、国の動きも with コロナへ移行していくのではないかなと、私個人的には感じております。

ただ、その一方で、円安による為替の問題。原材料の高騰。ガス・電気等の光熱費の高騰。それプラス輸送費がかなり上がってきている。その中で、この電気を取り巻く、製造業を取り巻く経営環境は、非常にまだまだ厳しい状況が続いていることが現状でございます。

ただ、物価高という大きな問題がございますので、これにつきましては我々使用者側からしてみると、会社の健全な経営からくる雇用の安定も考えてなければいけないというのも、重要な任務だと思っております。

そういったもののバランスを総合的に勘案しながら、今後の電気産業における最低賃金の論議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

■■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。使側の■■■■でございます。

先ほど、■■■■委員に代弁していただいておりますが、今の経済状況の中での、賃金を上げる状況を阻害する大きな要因というのが、やっぱり為替変動が一番大きいのかなと思っています。

コロナに関しては、先ほど「with コロナ」に移行しつつあるという形で、コロナに関する杞憂は少しずつ薄れていきます。けれども原材料の値上げっていうものは、基本的には、為替が今年の3月から急激に円安に振れまして、1ドル110数円だったのが、今145円ということで、35円くらい円安に振れている。つまり、海外から物を買うのが35円分、まあ3割くらいは高くなるわけですね。ですから、当然原材料も、鉄鋼から金属関係、非鉄に関するものは全て上がっている。当然、アルミなど電気によって作られるものですね、あるいは電気そのものも主力は火力発電で賄っている。油関係は海外から輸入していますから、当然電気代は上がる。そういう事を含め、すべて為替が円安に振れたことがこの所、相当効いてきているというのが現実であります。

賃上げに対する、原資というか原本が、どこから出したらいいのかというのが、正直言って中小企業はみんな悩んでいるところだと思います。

今、ガソリンに関しては、国が1リットル30数円補助を出しているとかって話もありますけれども。それと同じに、電気代を国がタダにしてくれるくらいなことでもしてくれれば、小さな製造業とか中小企業でも、多少なりと賃上げの原資に回せる要素がありますけれども、ほとんどのものが、為替の関係で負担が増えています。

日本はもう貿易赤字国なので、輸入の方が圧倒的に多い。輸出企業は喜んでいるところもあるかもしれませんが、ほとんどの企業は、輸入に係わっている原材料であったり電子部品であったり、そういうものを使って物を作っているわけです。

今回の特定最低賃金においても、状況は分かっておりますので、慎重に、慎重に、すり合わせをさせていただければなと思います。

部会長

ありがとうございます。

使用者委員

はい。使用者側委員の■■■■です。

特定最低賃金に関しましては、労使の関係もありますので、必要性ありという答申を回答させていただきましたけれども。実質的に、常に私どもが主張しておりますのは、屋上屋を架す特定、産別以来ですね、産別・特定という最低賃金は廃止すべきであるという

	<p>のが、基本的な考え方であります。従いまして、今回もそのようなスタンスをとって、審議に臨みたいと思っているおるわけであります。</p> <p>特にここ数年、県最賃が30円近い上昇を続けておりますので、最低賃金は特定ではなく、県最賃に一本化するべきで、タイミング的にもいいタイミングなのかなと思っております。何回か足踏みをしていけば、特定は県最賃に追い越されますので、それで全部済めばいいのではないかと考えるのが、基本的なスタンスであります。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>どちらからでも結構です。</p> <p>他に、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>はい。では、意見は出尽くしたようでございます。皆様からいただきました今までのご意見を踏まえまして、次回の会議では具体的な金額の審議を行いたいと思っております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>では、そのようにしたいと思っております。</p> <p>最後、その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
部会長	<p>委員の皆様は、何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>では、特にご意見ないということで、次回の会議では、事務局か</p>

部会長	<p>ら提供していただいた資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われまじけれども、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>では、非公開事項はなしということを確認いたしました。ありがとうございます。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。これで、第1回専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でした。協力ありがとうございました</p>
-----	--